

分権型社会のビジョン（中間報告）

『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』
～「このまちに住んでよかった」と思えるように～

地方財政自立のための7つの提言と工程表

概 要 版

平成18年5月11日
新地方分権構想検討委員会

目 次

新地方分権構想検討委員会 中間報告 の概要	1
【提言1】「地方行財政会議」の設置	2
～「国と地方の協議の場」の法定化	
【提言2】地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増	3
【提言3】「地方交付税」を「地方共有税」に	4
～法定率を見直し、特別会計に直入、 特例加算・特別会計借入を廃止	
【提言4】国庫補助負担金の総件数を半減（一般財源化）して約200とし、	5
地方の改革案を実現	
【提言5】国と地方の関係の総点検による財政再建	6
【提言6】財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、	7
住民負担の導入	
【提言7】「新地方分権推進法」の制定	8
～今、改めて、国民・国会の力で分権を	
分権改革の工程表	9

I 【分権改革への地方の参画】

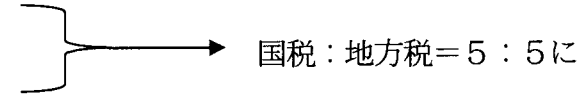
1 「地方行財政会議」の設置 ～「国と地方の協議の場」の法定化

- (1) 国と地方の役割分担、国による関与・義務づけ、国庫補助負担金、地方税財政制度、地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策等について、政府と地方の代表者が協議を行う新たな組織を法律により設置

II 【分権改革の税財政面での具体的方策】

2 地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増

- (1) 消費税の国と地方の割合を2.5 : 2.5に
 (2) 個人住民税所得割を3%上乘せ
 (3) 地方税は偏在性が少ない税目構成とし、地方共有税の原資は偏在性の大きな税目構成に



3 「地方交付税」を「地方共有税」に ～ 法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別会計借入を廃止

- (1) 名称を「地方共有税（調整金）」に
 (2) 特別会計に直接繰り入れ
 (3) 現在の財源不足の解消（地方共有税の法定率の引上げと、必要に応じて地方税の税率の変更）
 (4) 3年から5年に一度、地方共有税の法定率の変更と、必要に応じて地方税の税率変更
 (5) その他の年度の財源不足は地方債または基金により調整
 (6) 特例加算、特別会計借入を廃止

4 国庫補助負担金の総件数を半減（一般財源化）して約200とし、地方の改革案を実現

- (1) 税源移譲に対応する国の財源は、地方の「補助金改革案」を着実に実施し、国の責任によって措置
 (2) 当面、国庫補助負担金の総件数を半減

5 国と地方の関係の総点検による財政再建

- (1) 地方交付税は目標を設けて削減することにはなじまない
 (2) ①国と地方の役割分担の明確化 ②国による関与・義務づけの廃止・縮小 ③国と地方の二重行政の解消
 ④国の出先機関の廃止・縮小 ⑤地方の「補助金改革案」の実現

～ により財政再建

6 財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、住民負担の導入

- (1) 外郭団体の負債も考慮した財政指標の開発
 (2) 情報公開の徹底と監査機能の充実
 (3) 財政再建団体の首長・議会の責任を問う仕組みの強化、住民負担を求める仕組みの導入、債務の完全履行
 (4) 地方債の共同発行機関の設置

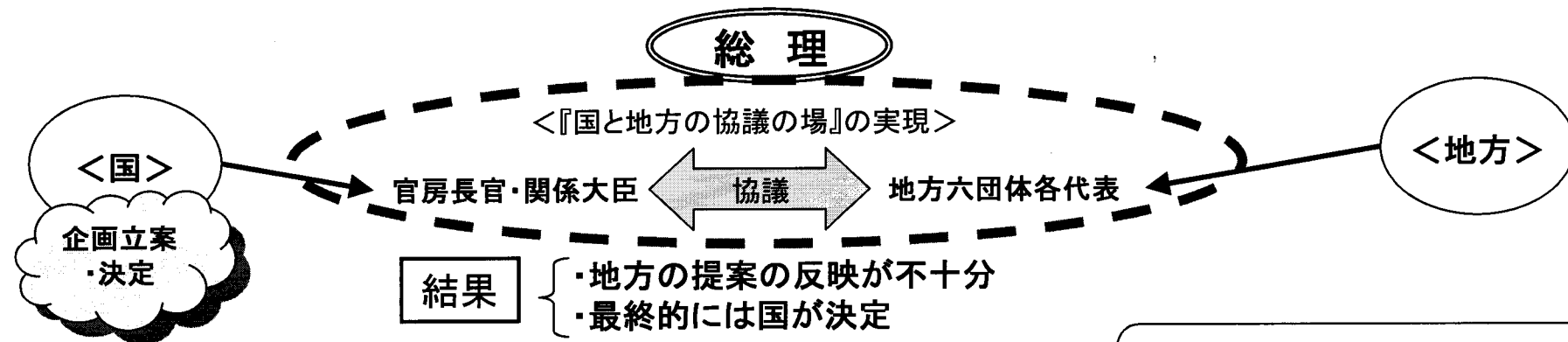
III 【分権改革の推進方策】

7 「新地方分権推進法」の制定 ～ 今、改めて、国民・国会の力で分権を

- (1) 地方分権の基本理念、地方分権推進計画の策定

提言1

「地方行財政会議」の設置 ～「国と地方の協議の場」の法定化



「国と地方の協議の場」の法定化が必要

会議が法律により設置されるまでは「国と地方の協議の場」は存続

地方行財政会議

政府または地方からの申し出により協議

- ・官房長官
- ・関係大臣
- ・国会議員
- ・地方六団体各代表
- ・民間有識者

独自の事務局設置

<地方>

<国>

政府

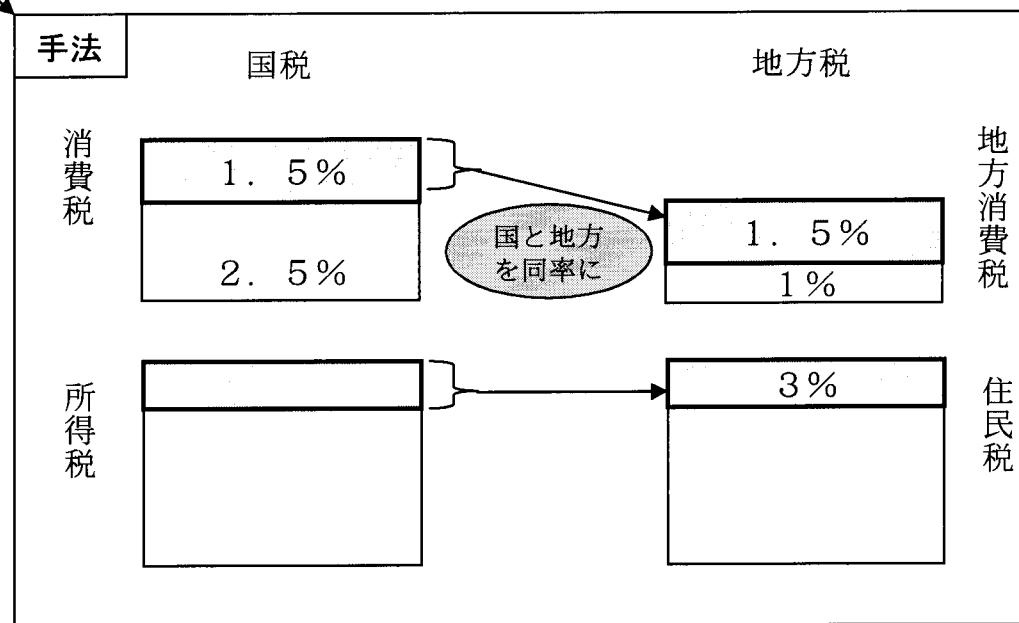
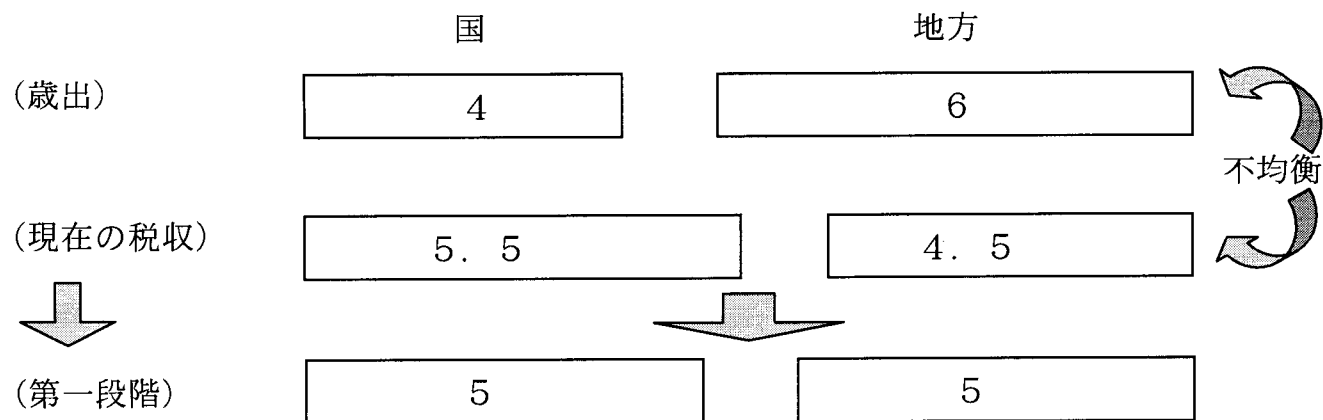
政府は協議結果尊重

＜取り扱う事務＞

- ・国と地方の役割分担
 - ・国による関与・義務づけ
 - ・国の補助負担
 - ・地方税財政制度
 - ・地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策等
- のあり方

提言2

地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増



更に

○ 地方税は地域偏在性が比較
的少ない税目構成に
○ 地方共有税（地方交付税）
の原資は地域偏在性の比較
大きな税目構成に

不交付団体人口の大幅増

提言3

「地方交付税」を「地方共有税」に
～法定率を見直し、特別会計に直入、
特例加算・特別会計借入を廃止

※財源不足の解消が前提

「地方行財政会議」が関与

地方が意思決定に参画

国の一般会計は通さず

3年から5年に一度、
地方共有税の法定率の変更と
必要に応じ地方税法に定める
税率の変更

地方共有税(法定5税の一定割合)

特例加算しない

借入れしない

国
税

納税

国
民

国税収納金整理資金

借入れ

国の一般会計

納税

金融
市場

借入れ

地方税

地方債

自治体

地方共有税及び譲与税特別会計

基金

地方共有税
調整金

提言4

国庫補助負担金の総件数を
半減(一般財源化)して約200とし、
地方の改革案を実現

平成17年度における
地方向け補助金等目数

Ⅱ

439

〔「平成17年度補助金総覧」
による〕

- 当面は、国庫補助負担金の総件数を半減
- まずは地方の「補助金改革案」を着実に実施し、国の責任によって措置すべき
- 補助負担率を引き下げるのではなく、
国庫補助負担金そのものを廃止
(一般財源化)する

- 維持管理に係る国直轄事業負担金
については、早急に廃止

提言5

国と地方の関係の総点検による財政再建

地方交付税は、
目標を設けた
削減にはなじまず

国は、経済・財政政策、
金融政策等が可能

国と地方の財政は一体のもの
複雑にからみあう

プライマリーバランス論で国と地方を
同列に扱うことは無理

国と地方のプライマリーバランスを分離して、
別々の改善目標をたてることは無理

国と地方の関係の総点検

財政再建

国と地方の役割分担
の明確化

国による関与・義務
づけの廃止・縮小

国と地方の二重行政
の解消

権限の移譲に対応し
た国の出先機関の
廃止・縮小

地方がこれまで廃止
を求めている国庫
補助負担金のうち、
未だ整理されていな
いものの廃止

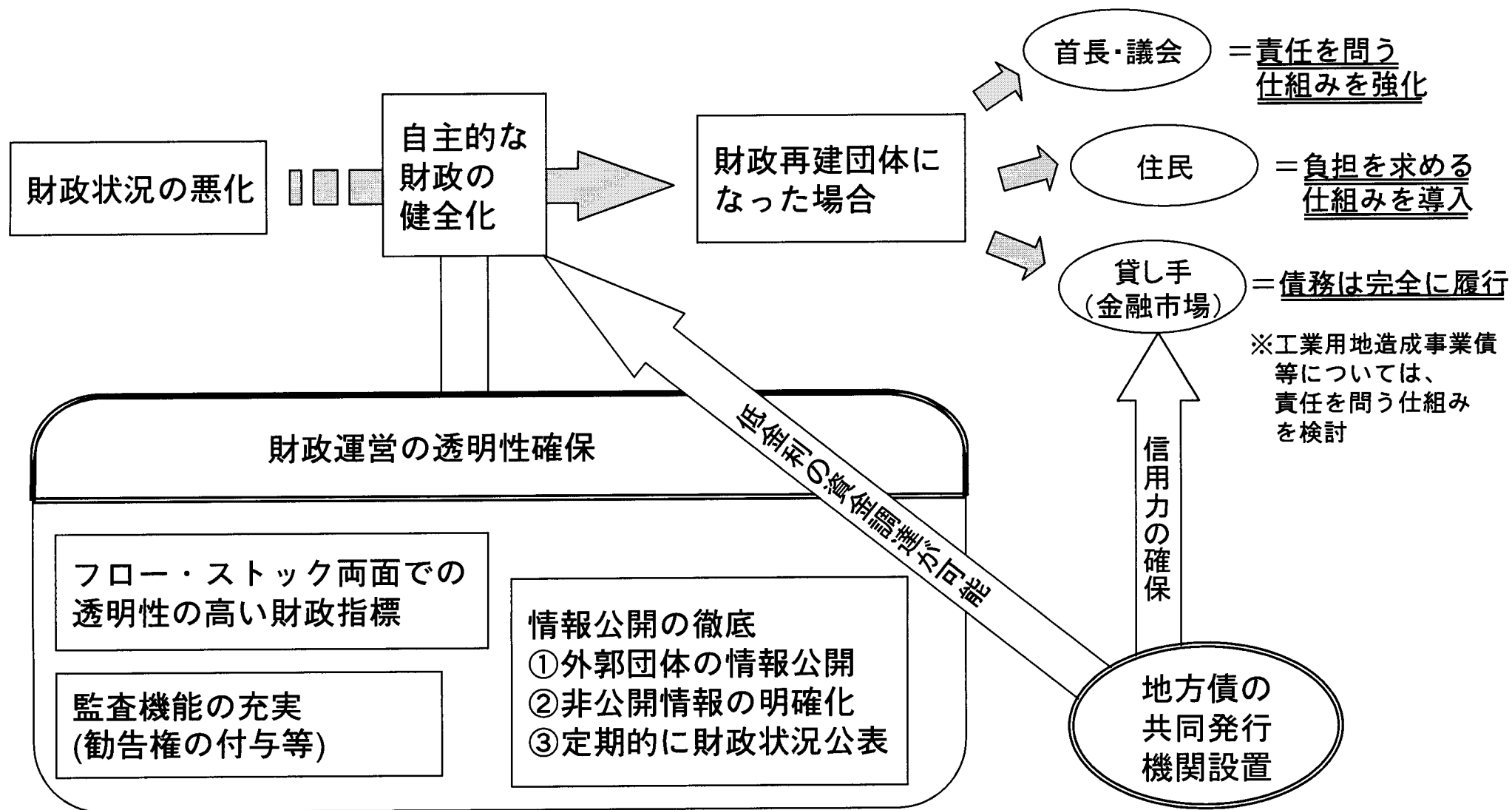
なお不十分な
場合は

更なる国庫補助負担金の
廃止

自治体自らの責任と判断のもと、決意をもって、地方行革を一層強力に推進
給与の厳格な適正化

提言6

財政再建団体基準の透明化、
首長・議会責任の強化、住民負担の導入



提言7

「新地方分権推進法」の制定
～今、改めて、国民・国会の力で分権を

今後の改革(第二期改革)
推進のために

平成5年6月 国会決議

平成7年5月 地方分権推進法 成立

平成7年7月 地方分権推進委員会 発足

平成10年5月 地方分権推進計画 閣議決定

平成11年7月 地方分権一括法 成立

「新地方分権推進法」の制定

- ・地方分権の基本理念
- ・地方分権推進計画の策定

等

分権改革の工程表

